# 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための 健康保険法等の一部を改正する法律案」について

平成31年2月

# データヘルス改革における「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための 健康保険法等の一部を改正する法律案」の位置づけ

## くデータヘルス改革の目的>

- 国民の健康寿命の更なる延伸
- 効果的・効率的な医療・介護サービスの提供(生産性の向上)

## <データヘルス改革の基盤構築>

- 〇被保険者番号の個人単位化
- 〇オンライン資格確認システムの導入



- ・ビッグデータの連結、保健医療記録共有の際のIDとしての活用等
- ・資格情報・特定健診情報等について個人単位での一元的集約が可能に

## I 最適な保健医療サービスの提供

- ✔ 医療機関が保有する患者の過去の診療デー タ等を参照可能なシステムの構築【**保健医療記** 録共有】
- ✔ 医療的ケア児(者)等が災害・事故などに 遭遇した際に、医療関係者が迅速に必要な患者 情報を共有できるサービスの提供【救急時医療 情報共有】

## Ⅲ科学的介護の実現

✔ 科学的な検証に裏付けられた客観的な情報の収集【科学的介護データ】

#### V審查支払機関改革

✔ 医療保険情報に係るデータ分析等に関する 業務を追加

## Ⅱ健康・医療・介護のビッグデータの連結・活用、PHR

- ✔ 個人単位で、特定健診データや薬剤情報等の経年データを閲覧するためのシステムを整備 【PHR】
- ✓ 乳幼児期・学童期の健康情報を一元的に確認できる仕組みの構築【乳幼児期・学童期の健康情報・PHR】
- ✓ NDBや介護DBなど各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結し、ビッグデータとして分析可能な環境の提供【データヘルス分析関連サービス】

## Ⅳがんゲノム情報の活用等

- ✔ ビッグデータやAIを活用したがんゲノム医療等の推進【がんゲノム・AI】
- \_\_\_\_\_\_:医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等 の一部を改正する法律案で実現する部分

## 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等 の一部を改正する法律案の概要

#### 改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

## 改正の概要

- | 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)】
  - ・ オンライン 資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康 ・ 保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。
  (DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
- 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、国民年金法、国民健康保険法】
- (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化 【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
- (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
- 7. その他
- ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所 要の規定を整備する。【国民健康保険法】

## 施行期日

平成32年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日(一部の規定は平成34年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日)

オンライン資格確認の導入 医療情報化支援基金の創設

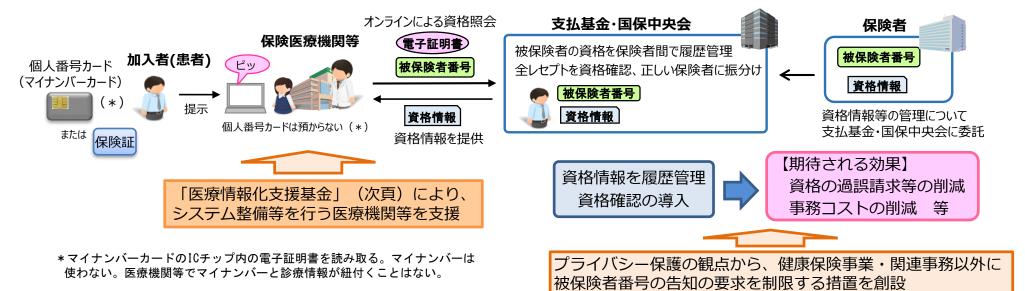
# オンライン資格確認の導入

#### (1) オンライン資格確認の導入

- ①保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
- ②国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- ③オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する(次頁参照)。

#### (2)被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

- ①被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位(被保険者又は被扶養者ごと)に定めることとする。 これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。
  - ※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。
- ②プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
  - ※ 告知要求制限の内容(基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり)
  - ①健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
  - ②健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。



# オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設

平成31年度予算案 300億円

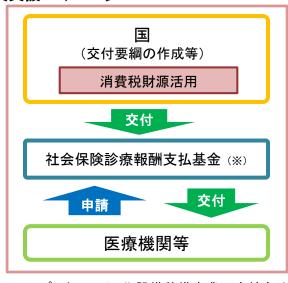
〇 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、平成31年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の改正。平成31年10月1日施行)

## 医療情報化支援基金(平成31年度)の対象事業

- 1 オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
  - オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局での初期導入経費 (システム整備・改修等)を補助
- 2 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する 医療機関での初期導入経費を補助

#### [支援スキーム]



※レセプトオンライン化設備整備事業の実績有り (平成21~22年度)

#### 医療機関等



> オンラインで 資格情報を提供



支払基金·国保中央会

保険者をまたがって 資格情報を管理 保険者



資格情報の登録

電子カルテの標準化

情報の共有・連携 事務コストの削減 等

オンライン資格 確認の導入



資格の過誤請求等の削減 事務コストの削減 個人番号カードによる受診 等 NDB、介護DBの連結解析等

# NDB、介護DBの連結解析等

国が保有する医療・介護分野のビッグデータについて、安全性の確保に配慮しつつ、幅広い主体による利活用を進め、 学術研究、研究開発の発展等につなげていくため、研究者等へのデータ提供、データの連結解析に関する規定を整備。 《対象のデータベース》NDB、介護DB、DPCデータベース(いずれもレセプト等から収集した匿名のデータベース)

#### 1. NDBと介護DB【高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法】

NDB : National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan (レセプト情報・特定健診等情報データベース) 介護DB: 介護保険総合データベース

(1) 両データベースの情報の提供(第三者提供)、連結解析

・相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して両データベースの 情報を提供することができることを法律上明確化する。

※相当の公益性を有する研究等の例:国や自治体による施策の企画・立案のための調査、民間事業者による医療分野の研究開発のための分析 等(詳細については関係者の議論を踏まえて決定) 特定の商品の広告、宣伝のための利用等は対象外

※提供する情報は、特定個人を識別できないものであることを法律上明記。その他、具体的な提供手続等については別途検討。

- ・NDBと介護DBの情報を連結して利用又は提供することができることとする。
- ・情報の提供に際しては、現行と同様に、申請内容の適否を審議会で個別に審査する。

#### (2)情報の適切な利用の確保

- ・情報の提供を受けた者に対し、安全管理等の義務を課すとともに、特定の個人を識別する目的で他の情報と の照合を行うことを禁止する。
- ・情報の提供を受けた者の義務違反等に対し厚生労働大臣は検査・是正命令等を行うこととする。また、義務 違反に対しては罰則を課すこととする。

#### (3) 手数料、事務委託

- ・情報の提供を受ける者から実費相当の手数料を徴収する。ただし、国民保健の向上のため重要な研究等には 手数料を減免できることとする。
  - ※具体的な手数料の額、減額の基準については別途検討。
- ・NDB関連事務の委託規定に、情報の提供と連結解析の事務も追加する。(介護DB関連事務も同様)

#### 2. DPCデータベース【健康保険法】

・NDBや介護DBと同様に、情報の収集、利用及び情報の提供の根拠規定等を創設するとともに、NDBや介護DBの情報と連結して利用又は提供することができるとする規定を整備。

# NDB、介護DB等の連結解析等(データベースの概要)

#### NDB =

#### <収納情報(H29年度末時点)>

医療レセプト(約153億件)、特定健診データ(約2.6億件)

#### <主な情報項目>

(レセプト)傷病名、投薬、診療開始日、診療実日数、検査等 (特定健診)健診結果、保健指導レベル

- **〈収集根拠〉**高齢者医療確保法第16条
- **〈保有主体〉**国(厚労大臣)
- <主な用途>

医療費適正化計画の作成等、医療計画、地域医療構想の作成等

#### <第三者提供>

有識者会議の審査を経て実施(H23年度~) 提供対象者:国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、 医療の質向上を目的とする公益法人等の研究者に提供

#### 〈匿名性〉

匿名(国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除)

#### 介護DB =

#### <収納情報(H29年度末時点)>

介護レセプト(約9.2億件)、要介護認定情報(約0.5億件)

#### <主な情報項目>

(レセプト) サービスの種類、単位数、要介護認定区分 等 (要介護認定情報) 要介護認定一次、二次判定情報

- 〈収集根拠〉介護保険法第118条の2
- **〈保有主体〉**国(厚労大臣)
- <主な用途>

介護保険事業(支援)計画の作成等

#### <第三者提供>

有識者会議の審査を経て実施(H30年度~)

提供対象者:国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持 向上等を目的とする公益法人等の研究者に提供

#### 〈匿名性〉

匿名(国への提出前に匿名化、個人特定可能な情報を削除)



#### NDB、介護DBの連結解析の例

- ① 地域毎・疾患毎のリハビリ・退院支援等の利用状況と在宅復帰率の関係の比較・分析
- ② 特定保健指導等による適正化効果を、医療費への影響に加え、将来の介護費への影響も含めて分析

#### DPCデータベース(特定の医療機関への入院患者に係る入院期間のレセプト情報や病態等に係る情報のデータベース) =

- **〈収納情報〉**DPCデータ(約1400万件/年)
- <主な情報項目>

傷病名、病態(一部疾患のみ)、投薬、入退院年月日、検査、 手術情報 等

〈収集根拠〉平成20年厚生労働省告示第93号第5項

**〈保有主体〉**国(厚労大臣)

**<主な用途>**診療報酬改定、DPC(※)導入の影響評価等

※急性期入院医療の包括支払い方式

Diagnosis Procedure Combination (診断群分類)

- **〈第三者提供〉**有識者会議の審査を経て実施(H29年度~)
- **〈匿名性〉**匿名(個人特定可能な情報は収集していない)

# 審査支払機関の機能の強化

# 審査支払機関の機能の強化(社会保険診療報酬支払基金法の改正①)

- ※ 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)においては、「支部の最大限の集約化・統合化の実現」を前提に集約化の在 り方を検証し、それを踏まえた法案提出を行う(平成31年措置)こととされている。
  - ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:2021年4月1日施行]
    - ・現行法上の支部の**都道府県必置規定を廃止** [法改正事項]
      - ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査事務局(仮称)を設置「基金内部規程事項]
  - ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約

「基金内部規程事項:2022年4月以降~]

【現行】

⇒ 審査結果の不合理な差異の解消に向けた取組を加速

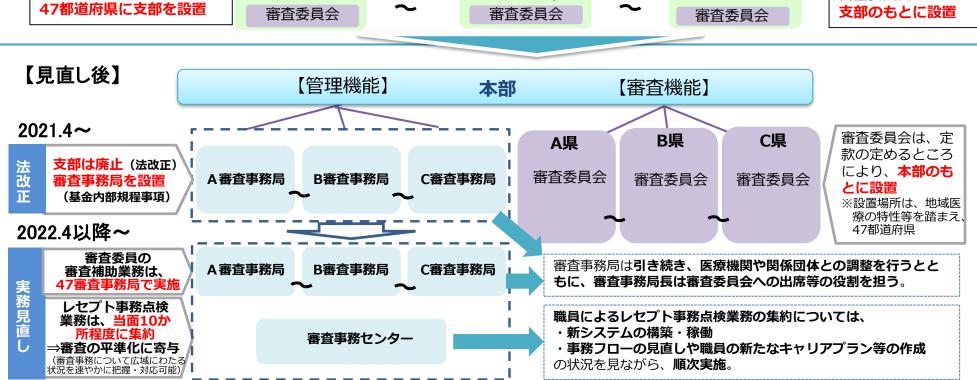
沖縄支部

審査委員会は

③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置) [法改正事項]

北海道支部

- ・地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県[基金内部規程事項]
- ・審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施



本部

東京支部

# 審査支払機関の機能の強化(社会保険診療報酬支払基金法の改正②)

## ① 基金の業務運営に関する理念規定の創設

- 支払基金の業務運営に関する基本理念として、以下を規定
  - ・公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進
  - ・情報通信技術(ICT)の活用による業務運営の効率化
  - ・業務運営の透明性の確保
  - ・適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援
  - ・国保連との有機的な連携の推進

等

## ② データ分析等に関する業務の追加等

- 支払基金が実施できる新たな業務として、「**レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」を追加。目的規定についても所要の見直し**。
- データ分析等に関する業務の実施に当たり、**情報通信技術やデータ分析等の専門家**の意見を聴く仕組みを新設

#### ③ 手数料の階層化

現 行:保険者が支払基金に支払う手数料は「**レセプトの枚数」を基準**に設定

改正後: レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定

※新システムの稼働に伴い、コンピュータチェックのみで審査が完結するレセプトが増加すること等を考慮し、例えば審査の内容に応じて単価を変えることなどを今後検討

## ④ 審査委員の委嘱に関する事項

現 行:審査委員は、三者(診療担当者代表、保険者代表、学識経験者代表)から同数を委嘱

改正後:**診療担当者代表と保険者代表のみ同数**とするよう、見直し

⇒機動的な審査委員の確保が可能となる。

# 6. 審査支払機関の機能の強化(国民健康保険法の改正)

#### ① 国保連合会の業務運営に関する理念規定の創設

- 国保連合会の業務運営に関する基本理念として、以下を規定
  - ・公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進
  - ・情報通信技術(ICT)の活用による業務運営の効率化
  - ・業務運営の透明性の確保
  - ・適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援
  - ・支払基金との有機的な連携の推進

等

## ② 国保連合会の業務規定の創設

○ 国保連合会の業務規定を創設し、「**診療報酬の審査支払業務」**や「出**産育児一時金等の支払業務」、「第 三者行為損害賠償求償事務**」などを規定

## ③ データ分析等に関する業務の追加等

- 国保連合会の業務として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に 資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」を明確化
- 市町村が行う**保健事業等の実施状況の分析及び評価を行うよう努める**こととする(国保データベースシステムを念頭に置いた規定の創設)
  - ※国保データベース(KDB)システム:国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(「健診」、「医療」、「介護」) 等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」等を作成し、提供する システム。

#### 4 審査委員の委嘱に関する事項

現 行:審査委員は、三者(診療担当者代表、保険者代表、学識経験者代表)から同数を委嘱

改正後:**診療担当者代表と保険者代表のみ同数**とするよう、見直し

⇒機動的な審査委員の確保が可能となる。

# 参考:診療報酬の請求から審査支払までの流れ

